

千葉県告示第 6 4 3 号

次の市税にかかる書類を次の方に送達すべきところ住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法第 2 0 条の 2 の規定により告示します。

これらの書類は千葉県東部市税事務所納税第一課で保管しておりますから、送達を受けるべき方の申し出により随時交付します。

なお、この掲示を始めた日から起算して 7 日を経過したとき、送達があったものと見なされます。

令和 8 年 7 月 1 5 日

千葉市長 神谷 俊一

氏名（名称）	書 類 名
氏名 朴 政注	債権差押調書（謄本） 0 8 千財東一第 1 2 5 0 3 8 2 号
以下余白	